

令和5年度

池田市

公益活動助成金

募集要項

受付（令和5年4月3日～）

池田市役所 市民活動部 コミュニティ推進課

住 所：〒563-8666

池田市城南1-1-1

TEL：072-754-6641（直通）

FAX：072-752-6680

メール：commu@city.ikeda.osaka.jp

目次

1. 目的	2 p
2. 助成要件	3 p
3. 対象経費	4 p
4. 活動支援コース	6 p
5. 発展支援コース	8 p
6. その他	12 p
7. Q&A	13 p

1. 目的

池田市公益活動助成金制度は、市民が公益活動を行うに当たって、市がその活動を支援することで、公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図ることが目的です。

また、2つのコースを設置することで、各市民の実情に応じた形での支援を可能としており、書類審査のみの活動支援コースと、書類審査に加え公開プレゼンテーションを行う発展支援コースの2種類があります。

なお、この助成金は、「池田市公益活動促進基金」を原資としています。この基金は、公益活動促進に要する経費に充てるため設置されており、市及び中間支援組織（市長が指定するものに限る。）に対して、公益活動促進のために贈られた寄附金の額を基準とし、積み立てています。

用語（池田市公益活動促進に関する条例より抜粋）

市民：市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業その他活動を行うもの。

公益活動：市民が市内で行う自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもののうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公共の利益を害するおそれのあるもの

2. 助成要件

1 対象者

次のいずれにも該当する市民が対象者です。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しないこと。
- (2) 代表者が次に掲げる欠格事由に該当しないこと。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない個人であること。

2 対象事業

対象者が実施する公益活動が対象事業です。

※市が実施する他の制度による助成・補助を受けている事業は除きます。

※応募は、対象者につき、1事業となります。

3 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に開始し、完了する事業になります。

※年度を超えて実施している事業については、対象期間に実施する活動を1つの事業として申請してください。

※応募時に既に取り組んでいる事業も対象としますが、既に事業が完了している事業は対象外となります。

3. 対象経費

助成対象経費は、助成対象事業に直接必要な経費になります。

詳細は下記の表になります。

対象期間内に支出したものに限りませんが、市長が特に必要と認めたものに関しては、その限りではありません。

また、領収書がなく用途が不明な経費は認められません。

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費関係	講師等謝礼、調査・研究の報償等
旅 費関係	交通費、通行料等
需 用 費関係	図書類、文具類、雑品類、食材、石油類、プロパン、薪、炭、写真現像焼付け、印刷、製本等
役 務 費関係	郵便料、通信料、クリーニング料、コピー料、宅配料、保険料、損害賠償保険料等
委 託 料関係	警備委託料、催し物等会場設営委託料等
使用料及び 賃借料関係	催し物等会場使用料、レンタル機器、レンタル物品 レンタカーの使用料等
原材料費関係	材木、土砂等

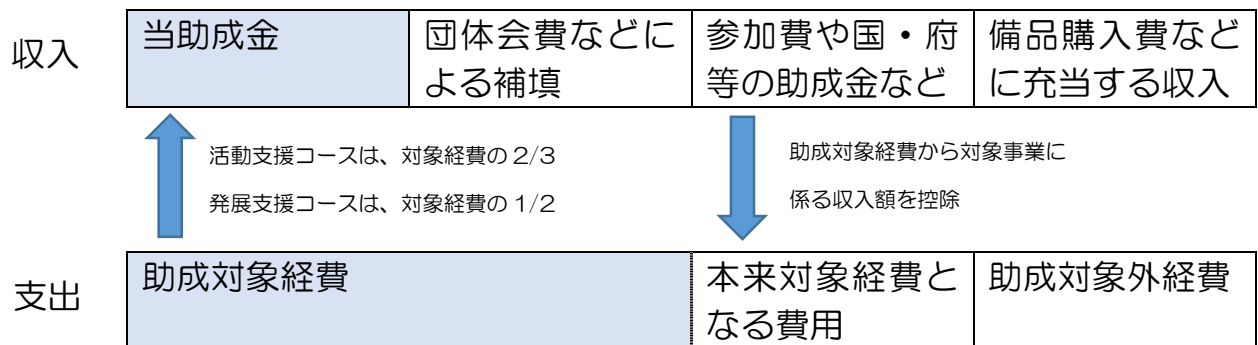
備考

- 1 前ページの経費の種類のほか、市長が必要と認める経費を含みます。
- 2 修繕費は、実施事業に不可欠かどうかなど重要度を鑑みて判断します。
- 3 備品購入費、食糧費、事務所等の管理費（光熱水費、電話代、ネット使用料など）、市民の活動などを運営するための費用（名刺、総会費用、会報など）、加盟組織等への入会費、年会費等、人件費は、すべて助成対象外です。
- 4 講師等謝礼に対する対象経費は、社会一般の常識からして余りに高額なものと市長が判断したものは、助成対象額に含めないものとします。
- 5 自団体の構成員に対する謝礼金は、基本的に助成対象外です。
それぞれの事業の実情に応じて判断します。
- 6 上記の経費のうち、事業を行うものの責任で負担されるべきもの、高額なもの、社会一般の常識からして助成することが適切と認められないものは、助成対象額に含めないものとします。
- 7 対象経費については、内容を確認し市が審査するので、全てが認められるものではありません。

収入があった場合は？

助成対象事業に係る収入がある場合は、助成対象額から収入額を控除します。
助成対象事業に係る収入とは、他の国や府の助成金や補助金、参加費、協賛金及び広告料などです。
ただし、その収入が助成対象経費に該当しない経費（食糧費・備品購入費など）に充当することが明確な収入については、助成対象事業に係る収入から除外します。

収入額控除のイメージ図



4. 活動支援コース

1 予算

150万円

2 申請が可能なもの

対象者

ただし、過去にこのコースの助成を累計5回受けたものは除きます。

3 助成限度額

助成限度額は、助成対象経費の3分の2以内です。

また、助成申請額の上限額は5万円です。

4 交付限度数

限度数はなく、予算が申請額ベースで無くなれば終了です。

5 助成金額

申請のあった額の全額です。

6 申請期間

令和5年4月3日（月）から予算が無くなるまで、又は令和6年3月11日（月）までです。決まった期間に申請受付するのではなく、この期間内に随時受付します。

7 提出書類

- ①活動支援コース交付申請書（様式第1号）
- ②活動支援コース事業計画書（様式第2号）
- ③活動支援コース収支予算書（様式第3号）
- ④誓約書（様式第4号）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

8 提出方法

上記の提出書類を池田市市民活動部コミュニティ推進課に提出して下さい。
提出は、持参又は郵送（申請期間内必着）です。

9 書類作成の相談

池田市市民活動部コミュニティ推進課又は市民活動交流センター

10 審査

提出書類をもとに、審査します。

審査の内容は、対象事業に該当するかどうか、対象経費が適切か、書類内容に不備がないかなどです。

審査の結果、対象事業に該当しない、書類内容が適切でないなど判断した場合、助成金の申請として受付できませんので、ご注意ください。

11 交付決定

審査の結果、交付が妥当であると判断した場合、申請額の満額交付が決定します。
交付決定は、池田市公益活動助成金交付決定通知書（様式第8号）により行います。

12 事業報告

交付決定を受けた申請者は、事業終了後に池田市公益活動実績報告書（様式第11号）により実績報告をしてもらいます。

収支決算書や領収書のコピーも併せて提出いただくので、事業に関する書類や帳簿などは整理しておいてください。

13 交付請求

実績報告を提出したのち、池田市公益活動助成金交付請求書（様式第10号）により助成金の交付の請求ができます。（事業終了後、後払い）

なお、実績報告の内容により、交付決定額より交付請求できる額が減額することもありますので、あらかじめご了承ください。

交付請求可能金額は、実績報告後、市よりご連絡します。

5. 発展支援コース

1 予算

150万円

2 申請が可能なもの

申請事業の目的に沿った事業を1年以上実施している対象者
ただし、過去にこのコースの助成を累計3回受けたものは除きます。

3 助成限度額

助成限度額は、助成対象経費の2分の1以内です。
また、助成申請額の上限額は50万円です。

4 交付限度数

審査の結果、獲得した点数の上位3者までとします。
ただし、申請者が3者以下でも獲得点が低ければ失格となり、交付しない場合があります。

5 助成金額

申請のあった額のうち、審査点に基づき算出された額とします。
算出方法は、下記の表のとおりです。

獲得した点数	交付割合
91点以上	満額交付
81点から90点	8割交付
71点から80点	6割交付
61点から70点	4割交付
60点以下	失格

6 申請期間

令和5年4月3日（月）から同月28日（金）までです。

7 提出書類

- ①申請者の前年度の事業報告書及び決算書
 - ②申請者の当該年度の事業計画書及び予算書
 - ③定款、寄附行為又は規約（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
 - ④役員（法人以外の団体は、これに該当する者）の名簿
 - ⑤発展支援コース交付申請書（様式第5号）
 - ⑥発展支援コース事業計画書（様式第6号）
 - ⑦発展支援コース収支予算書（様式第7号）
 - ⑧誓約書（様式第4号）
 - ⑨その他市長が必要と認める書類
- ※③④については、個人の申請者は除きます。

8 提出方法

上記の提出書類を池田市市民活動部コミュニティ推進課に提出して下さい。
提出は、持参又は郵送（申請期間内必着）です。

9 書類作成の相談

池田市市民活動部コミュニティ推進課又は市民活動交流センター

10 審査

第1次審査として、提出書類をもとに、審査します。

第2次審査として、第1次審査を通過した申請事業を対象に、公開プレゼンテーションを行います。

公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションは、6月中旬に開催を予定しています。詳細は、第1次審査通過者にお知らせします。

公開プレゼンテーションは、第1次審査通過者は必ず出席して下さい。出席できない場合は失格となります。

プレゼンテーションの内容は、事業の説明10分程度、審査員との質疑応答10分程度を予定しています。

1 1 審査基準

発展支援コースの審査に使用する審査基準は、下記の表のとおりです。

審査基準

1	自発・自立性	申請者自らが企画し、自ら行っているか。又この助成金は事業を軌道に乗せるための一時的なものであるから、助成金に頼らず自立して事業を行うため、自己努力による財源確保（会費や事業収入など）に努めたか。	20点
2	公益性	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与しているか。会員相互の利益に留まっていな いか（共益的でないか）。市民の共感が得られるものか。	20点
3	先駆性	事業手法や取り組む課題が目新しいものか。市民の強みである課題へ取り組む柔軟性や創造性が発揮されているか。	10点
4	発展性	他の市民と市民協働することで、より効果的な事業となっているか。継続的な展望が期待できる事業か。	10点
5	地域性	市民のために行われており、その活動が池田市に対して活力ある豊かな地域づくりに繋がるか。取り組む課題と関係のある市民が参加できるよう配慮されているか。	20点
6	計画性	活動の規模・経費・期間が妥当であるか。事業の目的・内容が明確で合致しており、事業を計画的に実施できるか。	20点

1 2 交付決定

審査の結果、獲得した点数の上位3者に交付を決定します。

交付決定は、池田市公益活動助成金交付決定通知書（様式第8号）により行います。

交付額は、**5 助成金額（P.7）**のとおりです。

13 事業報告

交付決定を受けた申請者は、事業終了後に池田市公益活動実績報告書（様式第11号）により実績報告をしてもらいます。

収支決算書や領収書のコピーも併せて提出いただくので、事業に関する書類や帳簿などは整理しておいてください。

14 交付請求

実績報告書を提出したのち、池田市公益活動助成金交付請求書（様式第10号）により助成金の交付の請求ができます。（事業終了後、後払い）

なお、実績報告の内容により、交付決定額より交付請求できる額が減額することもありますので、あらかじめご了承ください。

交付請求可能金額は、実績報告後、市よりご連絡します。

また、事業の終了前に交付の請求をする場合は、交付決定額の2分の1以内の額まで請求することができます。その場合も池田市公益活動助成金交付請求書（様式第10号）で請求ください。

15 活動報告会

交付の決定を受けた者は、来年の5月に予定している公開の活動報告会に必ず参加いただきます。

参加者1者につき、20分ほどで事業の成果を発表いただく予定です。

助成金の使途を含む事業の内容や成果を共有することを目的としています。

令和4年度の活動報告会

令和4年度の発展支援コースの助成金の交付を受けた者の報告会を下記のとおり実施します。

公開となりますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

日時：令和5年5月20日（土）11：00～12：00（予定）

場所：池田市立市民活動交流センター4階 大会議室

内容：助成金交付事業（発展支援コース）の内容や成果

定員：30名（会場先着順）

6. その他

1 情報公開

市のホームページで、下記の内容等を公表します。ご了承ください。

- ①助成の対象となった市民の名称
- ②助成の対象となった事業名称及び内容
- ③助成金の額
- ④発展支援コースに限り、審査獲得点

2 助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、もしくは減額し、又は全部もしくは一部を返還することがあります。

- ①池田市公益活動助成金交付要綱に違反したとき
- ②助成の対象となった事業を中止したとき
- ③助成の対象となった事業の決算額が申請時の予算額より減額していたとき
- ④その他市長が不相当と認めたとき

3 ホームページ

市のホームページに、申請や報告に必要な様式やその記載例を掲載しておりますので、是非ご活用ください。

助成金のページは、

ホーム⇒組織から探す⇒市民活動部⇒コミュニティ推進課⇒公益活動の取り組み⇒
公益活動助成制度⇒令和5年度（2023年度）池田市公益活動助成金申請について

7. Q&A

制度に関して

Q 何故助成可能な回数に制限があるのですか？

A 公益活動は、自主的・自立的な活動が原則であります。

この助成金の目的の一つは公益活動を行うものが自立できるようにすることです。公益活動という性質上、自立して活動するのが難しい場合もありますので、軌道にのるまでは当助成金を活用してほしいという考えのもと、コースの回数に制限を設けています。

Q 回数制限は、同一団体に対して行われますか？

A 同一団体に対して行われます。例え同一団体が違う事業で申請したとしても回数制限の対象となります。

ただ、コース毎に回数をカウントするので、活動支援コースで5回助成を受けた後、発展支援コースに申請することは可能です。

Q 審査は誰が行うのですか？

A 令和5年度については、活動支援コースは市職員、発展支援コースは市職員＋市民活動交流センター指定管理者の構成員を予定しております。

対象について

Q 応募は1事業に限るとあるが、別々のコースにそれぞれ応募しても大丈夫ですか？

A できません。対象者は、その年度はどちらかのコースにのみ応募できます。

Q 2つ以上の団体が協力して実施している事業も対象になりますか？

A 対象です。ただし、それぞれの団体が同じ事業を申請した場合、どちらか一つしか申請の受理がされませんので、ご注意ください。

Q 年齢制限はありますか？

A ありません。

Q 会員のみを対象とした事業は、申請可能ですか？

A 対象事業は、対象者が実施する公益活動です。公益活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの（池田市公益活動促進に関する条例第2条第2号より抜粋）のため、基本的には、会員のみを対象とした活動は公益活動に当たらず、共益的活動といえるため、対象事業に当たらないと考えます。

Q 国や大阪府、他市から対象事業に助成・補助を受けていますが、申請可能ですか？

A 可能です。ただし、助成対象額から他の組織から受けている助成・補助額を控除しますのでご注意ください。

対象経費について

Q 対象経費に関して、食材は対象ですが、食糧費は対象外です。なぜですか？

A 食材は、対象活動の目的に沿って利用されるものが、需用費の食材として対象としています。例えば、子ども食堂の運営に係る費用や生活習慣病予防の講座に使用する費用などが考えられます。食糧費は、会議での弁当代など申請事業の目的とは関係ないものとして支出されるものとなりますので、対象外となります。

Q 対象経費に関して、消耗品は対象ですが、備品購入費は対象外です。なぜですか？

A 消耗品に関しては、対象事業でのみ使用されるものと考えられるのに対し、備品は対象事業以外にも使用される可能性が高いため対象外としています。

Q 講師等謝礼に関して、社会一般の常識からして余りに高額なものと市長が判断したものは、助成対象額に含めないとするが、基準はありますか？

A 具体的に何円からという基準はありません。講師を呼ぶ回数や時間など様々な要素を考慮して、判断いたします。